

提 言 書

～福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しについて～

令和5年12月13日

旭川市議会民生常任委員会

委員長 高橋 紀博

副委員長 石川 まさゆき

小林 ゆうき

沼崎 雅之

金谷 美奈子

中野 ひろゆき

能登谷 繁

安田 佳正

杉山 允孝

福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しについて

<提言事項>

福祉タクシー利用料金等助成事業は、障害者の外出の機会や社会参加の促進を図ることを目的に、在宅で暮らす重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、タクシー運賃や自家用車の燃料代に使用できる共通券を交付するものである。

この事業は、昭和54年の制度開始以降、幾度となく交付対象者や助成額が変更されてきており、令和5年9月に「福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案」が作成され、令和6年度からの事業見直しが予定されている。

この見直し案の内容は、タクシー乗車券又は自動車燃料給付券として利用可能な1万4,400円分の共通券を廃止し、2万2,500円分のタクシー乗車券又は7,500円分の自動車燃料給付券の選択制へ見直すものなどとなっている。

この見直し案では、共通券が廃止され、そのときの状況により、タクシーの利用と自家用車の利用とを使い分けていた方などに対応できなくなるなど、利用者にとっては使いづらくなることに加え、タクシー乗車券の助成額が増額となっているものの、自動車燃料給付券の助成額は減額となっており、自動車燃料給付券の利用者にとっては、外出や社会参加の機会の減少が懸念される。

また、近隣町の中には、見直し案を上回る額を助成している自治体があることや、中核市平均の助成額より見直し案の額が低額であることなどの状況からも、十分な助成額とは言えない状況にある。

よって、本常任委員会では、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しについて、次のとおり提言する。

- 1 他の中核市や近隣町の助成額を勘案しながら、既存の利用者にとって改悪とならないよう適切な助成額とすること。
- 2 対象者の利便性の向上を図るため、従来どおりタクシー乗車券又は自動車燃料給付券として利用可能な共通券とすること。